

大口町告示第8号

道路法（昭和27年法律第180条）第44条の2第1項の規定により除去した違法放置物件を同条第2項の規定により次のとおり保管した。

令和2年3月4日

大口町長 鈴木雅博

- 1 保管した違法放置物件の名称又は種類、形状及び数量
  - (1) 衣類 1式
  - (2) 工具 1式
  - (3) 日用雑貨品 1式
  - (4) ナンバープレート（尾張小牧502 は 3902）2枚
  - (5) 自動車検査証 1通
- 2 保管した違法放置物件の放置されていた場所及びその違法放置物件を除去した日時
  - (1) 放置場所  
愛知県丹羽郡大口町上小口二丁目地内（町道上小口3号線）
  - (2) 除去日時  
令和2年3月4日 午前10時30分
- 3 違法放置物件の保管を始めた日時及び保管の場所
  - (1) 保管開始日時  
令和2年3月4日 午前10時30分
  - (2) 保管場所  
丹羽郡大口町役場 産業建設部 維持管理課  
（〒480-0144 丹羽郡大口町下小口七丁目155番地）
- 4 連絡先  
保管場所と同じ（電話番号 0587-95-1615）